

各市町長 様

滋賀県土木交通部長

区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の随時見直し方針について

今時代は、少子高齢化の進展や人口減少の時代に突入し、社会経済情勢が大きく変化し、さらに、地球温暖化防止への対策や地域経済の活性化は急を要しており、市町村合併による地方分権の推進や地域間競争も激しさを増して行くことが予想されます。

これまで、本県においては、区域区分の変更は、都市計画法第6条に基づき、おおむね5年ごとに行う基礎調査の結果を踏まえて、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と併せ、定期的に見直しを行ってきました。

しかしながら、このような時代背景を鑑みると、将来を見据えた都市計画を機動的、弾力的に活用する必要があり、定期見直しに加えて随時見直しが必要不可欠となってきたことから、このたび、「区域区分随時見直し方針」を定め、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって、公共の福祉の増進に寄与するため、下記のとおり定めることとします。

記

【区域区分随時見直し方針】

1. 次の条件を全て満たすと判断され、市町から区域区分変更の申し出があった場合、随時見直しする。ただし、区域区分の変更計画書に定める一般保留フレームで認められる範囲に限る。
 - ①滋賀県経済振興特別区域の認定区域や駅周辺整備などで、広域的な利活用の見込める良好な都市整備に資するもので、公的関与のある計画であること。
 - ②次に示す計画・方針のいずれかに位置づけられ、周辺の市街化の状況、都市施設の整備状況、土地利用の状況等から隣接の市街化区域等と一体として区域の特性にふさわしい区域であること。
 - ア) 「国土利用計画法」に基づく「市町村計画」
 - イ) 「地方自治法」に基づく「市町村総合発展計画」
 - ウ) 「都市計画法」に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の「住宅用地」または「産業用地」
 - エ) 「市町村の合併の特例に関する法律」の「市町村建設計画」
 - ③計画的整備を行うにあたり、市街地開発事業または地区計画の決定が可能であること。
 - ④定期見直しの時期まで待つことができない特別の理由があること。
2. 申し出にあたっては、農林部局等、関係行政部局や地元住民との調整をしていること。